

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和8年2月17日

支出負担行為担当官

四国厚生支局長 橋本 敬史

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度自動車用レギュラーガソリン購入契約
- (2) 仕 様 見積説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日(※)まで
※別添仕様書項番8(本局においては項番9)、その他②に記載のとおり
- (4) 納入場所 支出負担行為担当官指定の場所
- (5) 見積方法

見積金額は、仕様書に示した燃料の1リットル当たりの単価に予定数量を乗じて得た金額(総価)とすることとし、当該単価には仕様書に示した燃料の本体価格のほか、運搬、給油カードの交付等に要する一切の費用を含めるものとする。

また、契約予定者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって申込価格とするので、見積参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、契約は、見積書に記載された総価の算出基礎となる燃料1リットル当たりの単価による単価契約とする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) その他、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 契約条項を示す場所等

- (1) 仕様書及び見積説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館4階
四国厚生支局総務課経理第一係 電話087-851-9565
- (2) 仕様書及び見積説明書の交付期限
令和8年3月13日(金) 17時00分まで(ただし、行政機関の休日を除く。)
仕様書、見積説明書は郵送又はメールで送付するので、上記3(1)の問い合わせ先まで連絡いただきたい。
- (3) 見積書の受領期限及び場所
令和8年3月18日(水) 12時00分(ただし、行政機関の休日を除く。)
(1)の場所

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 見積参加者に要求される事項
この見積競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、上記証明書類とあわせて支出負担行為担当官が別に定める暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
見積参加者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 見積の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した者の提出した見積書は無効とする。また、見積参加者が、(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提出した見積書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 契約予定者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した見積参加者であって、予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約予定者とする。
- (8) その他 詳細は、見積説明書による。